

日程第8 議案第28号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第14 議案第32号 和歌山地方税回収機構規約の変更についての7件

議長（上田順康君）日程第8 議案第28号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について から、日程第14 議案第32号 和歌山地方税回収機構規約の変更について までの7件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者。

〔市長職務執行者（辻本仁至君）登壇〕

市長職務執行者（辻本仁至君）おはようございます。

それでは、追加議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第26号は、平成17年度橋本市一般会計暫定補正予算（第1号）であります。

この暫定補正予算は、3月14日に本会議においてご承認をいただきました平成17年度橋本市一般会計暫定予算の補正を行うものであり、3月1日の職務執行者による専決処分後、新たに支出が必要となった経費を予算計上いたしました。

まず、歳出補正では、3月1日の合併後に新たに職員4名から退職願が提出されたため、総務費及び教育費、合わせて4名分の退職金など、総額4,792万8,000円を補正するものであります。

また、その財源といたしまして、地方消費税交付金と平成17年度旧橋本市及び旧高野口町の決算剰余金を歳入として予算計上しております。

次に、議案第27号は、平成17年度橋本市墓園事業特別会計暫定補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、平成17年度に完成した橋本市第3区墓園の好調な売れ行きに伴い、永代使用料及び管理料が大幅な増収となり、また、旧高野口町においても永代使用料及び管理料が増収し、両市町で剰余金が多額となったことから、墓園基金からの繰入金を減額するとともに、その残額5,403万4,000円を墓園基金に積み立てるものであります。

議案第28号は、橋本市職員の給与に関する条例の一部改正について であります。

これは、昨年8月15日に人事院が、平成18年度から国家公務員の俸給表の水準を平均でマイナス4.8%と大幅な引き下げに加え、昇給制度のあり方など、約50年ぶりとなる給与構造の抜本的な改革を実施するよう勧告を行い、また調整手当を廃止し、新たに地域手当を創設する旨の勧告を行いました。

国家公務員の給与については、昨年10月28日にこの勧告に沿った法改正がなされ、本年4月1日から施行されることになっております。また、県内の各地方公共団体をはじめ、全国の多くの団体においても、国に準じた給与条例の改正がなされる見込みであります。

本市におきましても、勧告の趣旨を鑑み給与条例の改正をするとともに、本市独自の給与費抑制措置として、本年4月1日から来年3月31日までの間、一般職の給料月額を3%減額することを提案するものでございます。

議案第29号は、橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について であります。

これは、平成18年厚生労働省告示第92号及

び第99号に基づき、平成18年4月1日から診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準を変更するものであります。さらに、4月から新たに女性専用外来を設置することに伴い、その診察料を定めるとともに、双室を特別個室に変更するものであります。

議案第30号につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、平成18年4月1日から和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合に有田市を加入させ、また、構成団体である岩出町が市制施行に伴い岩出市になるにあたり、同組規約の一部を改正するものであります。

議案第31号につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、平成18年4月1日から和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合に有田市及び和歌山地方税回収機構を加入させ、また、構成団体である岩出町が市制施行に伴い岩出市になるにあたり、同組規約の一部を改正するものであります。

議案第32号は、和歌山地方税回収機構規約の変更についてであります。

これは、地方自治法第286条第1項の規定により、平成18年4月1日から構成団体である岩出町が市制施行に伴い岩出市になるにあたり、規約の一部を改正するものであります。

以上、議案7件についてご説明申し上げました。議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（上田順康君）市長職務執行者の説明が終わりました。

これより、議案第28号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

22番（阪本久代君）今のご説明によりますと、人事院勧告によって平均でマイナス4.8%

という大幅な引き下げをすると。それに加えて橋本市では、4月1日から1年間ですが、さらに一般職の給料月額を3%減額するという提案なんですけれども、そうしますと、かなりの給料の減額になりますし、職員にとって生活給でありますので、これだけの減額をするということは、いろいろな生活設計とかにもかかわってきますし、また、橋本市全体の購買力といいますか、経済にも影響してくるのではないかと思うんですけども、それを職員労働組合の皆さんが納得しているのかどうかというのがまず第1点。

それと、なぜ、1年間ではあるけれども、さらに3%の減額が必要であるのかという根拠、また、なぜ3%なのかというご説明。それと、これをすることによって、減額分がどのぐらいの金額になって、それを何に使うのか。何に使うのかということがわかれば、職員の皆さんにも自分たちの給料がこれになるということがわかればまた納得もできるのではないかと思うし、市民の目からも、職員も頑張っているんやということが見えるのではないかなと思うんですけども、何に使われるのかという3点についてお尋ねします。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）まず、ちょっとそれですけども、18年4月から実施します人事院勧告について若干説明させていただきます。

18年4月からの人事院勧告につきましては、執行者から説明がありましたとおり、50年ぶりの大きな給与制度の見直しでございます。ということで、中身につきましては、1点が、行政職の給料表そのものの表の見直しでございます。ということで、国の給料表で現行で11級制までありましたものが、9級制ということになってございます。ということで、現行の1、2級、私どもが使っています吏員のところの部分と、4級、5級の部分の統合が入

ってございます。そういうことで、その給料表の見直しで、置きかえによりまして平均で4.8%、多いところで7%の公務員の給料を落としていくというものでございます。

それにつきましては、どのような考え方でといたしますのは、年齢に応じて給料が上がっていくわけでございますけれども、特に高齢の職員、50歳から以降でございますけれども、その給料を下げてもカーブを緩やかにしていくというようなものがこのねらいのようでございます。それと、これが4.8%という大きなマイナスでございますので、それにつきましては経過措置ということで、5年間の現給保証をやって、いわゆる高い人は足踏みをさして合わせていくという考え方でございます。

それと、今まで調整手当ということで手当がございましたけれども、これを廃止しまして、都市部と地方部の給料格差を地域手当というもので統一した中でやっていくと。最大18%から最少3%までの中で段階的に手当を設定していくということでございます。

それから、もう一点、勤務成績の給与への反映ということで、これは、国でも19年1月から実施するというので、評価の基準なんかを作成しているようでございますけれども、これにつきましては5年間の間に導入していくという考え方でございます。

それから、細かいところでは昇給月を1年に1回、毎年1月1日とか、従来の1号を4分割して細かく号を設定するというようなことがございます。

そういうことで、人事院勧告に対する考え方でございますけれども、橋本市では、従来より人事院勧告については完全実施してきたところでございます。ということで、これにつきましては県の市町村課とも相談したことでございますけれども、県下におきましても

大部分実施していくということで、本市におきましても実施していく考えで今日提案しているものでございます。

それから、橋本市独自の3%の問題でございますけれども、これは決定的な根拠があるわけございませんけれども、合併した中で予算編成、それから将来のシミュレーションはまだ考えてございませんけれども、想定していく中で、財政の好転が見られない状況でございますので、当面、1年間でございますけれども、地域手当相当分を減額するように職員団体をお願いしたところでございます。ということで、新市の財政健全化計画に基づき、もう一度検討するということになってございます。

それから、職員組合との話し合いでございますけれども、これにつきましては、提案するのが職務執行者ということの予測をされましたので、旧の橋本市、高野口町が存在する時点で旧の市長、町長と協議をした中で、これに対する基本的な考え方の団体交渉というのが最終2月27日に持っております。ということで、橋本市の元市長、高野口町の元町長、それから特別職ということで、高野口町の団体と橋本市の団体の合同の団体交渉を持っております。ということで、その中で大筋人事院勧告を完全実施すること、それから3%の減額、調整手当を廃止して地域手当を実施していくこと、それから、乗せかえの部分につきましては職務執行者に細かいところはゆだねるということで、団体交渉を持ちまして提案してございます。

ということで、その後、細かい乗せかえの部分でございますけれども、これにつきましては3月16日、17日と、職務執行者と私どものほうで団体交渉を持っております。ということで、3月20日に組合の方から人事院勧告につきましては、3%につきましても、納得

しがたいけれども、了解はしていませんけど、確認しましたということで回答を得てございます。ということで、その時点で条例として提案させていただきますということを申し述べてございます。

それと、使い道でございますけれども、これは予算の総額の話でございますので、どの部分と特定はできませんけれども、将来の橋本市のまちづくりの一つの財源になるということで説明してございます。

以上でございます。

(発言する者あり)

議長(上田順康君)企画部長。

企画部長(吉田長司君)ちょっと答弁もれでございますけれども、3%カットに伴う人件費は1年間でどれくらい出てくるかという問題でございますけども、これは、病院会計と水道会計を除いて670人の職員の給与に対してでございますけれども、年間で約8,700万円ということになってございます。

以上でございます。

議長(上田順康君)24番 上久保君。

24番(上久保 修君)一つちょっと質問させていただきます。

橋本市の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明がありまして、この中で、第6条の中の「調整手当の月額合計額に12を乗じ、これを」地域手当の月額合計額に12を乗せるということ。同じような内容なんですけど、全国的に人事勧告の中で調整手当というものを廃止するというような説明がありましたよね。これが地域手当に変わるということで、僕も勉強不足なのでちょっと教えていただきたいんですけど、地域手当の基準になるものが、橋本市で創設したという経緯、それと今回の橋本市の職員の給料が、人事院勧告によってももちろん3%の減額になるわけですが、橋本市の職員の中の平均年齢、

例えば具体的に説明いただきたいんですけども、平均年齢でだいたいどれぐらいの減額になるのかということの説明もできたらいただきたいなというふうに思います。

それと、先ほどの説明の中で地域手当というんですか、それが、全国的に見て今まで18%の調整手当の中で最少が3%と、本市はその3%を設定したわけですけども、同じように地域手当を3%に設定したって、今回の減額は全額でだいたい3%ということで、その地域手当に相当する額やというふうに説明を受けたわけですが、具体的な数字の部分について、私も認識する上で教えていただきたいなということでよろしくお願いします。

議長(上田順康君)企画部長。

企画部長(吉田長司君)地域手当でございますけれども、これは橋本市で3%に設定したということではございませんで、国の人事院勧告の中にどの地区はどうやということでございます。ということで、橋本市は3%ということになってございます。

それで、地域手当の考え方でございますけれども、1点が、橋本市は大阪の近郊ということで、大阪へ通勤している民間の方の給料との格差を加味した形で大阪へ通勤している人が勤労者の何%いるというようなことから出しているようでございます。ちょっと複雑な式がありますけれども。そういうことで、現在橋本市に住んでいる勤労者の給料の手取りがどれくらいあるかということに対して、大阪へ行って給料をもらっている方のどれくらいあるかということに対しての格差を比較して3%というような形で設定しているようでございます、ちょっとややこしい回答で悪いんですけど。

それで、県下では、和歌山市も3%、それで橋本市が3%、以外のところはございません。大阪市でしたら18%ぐらいあったと思

ますけど、大阪市の衛星都市あたりだったら12%とか、そういう形で国で一覧表も出てございますので、それを使っていくというような形でございます。

それと、橋本市の職員の平均年齢が43歳ぐらいで、実際人事院勧告によってどれぐらい下がるかというのは、4.8%じゃなしに、それより上、5%前後ぐらいまで、43歳ぐらいでそれぐらいになるような形でございます。ということで、入ってすぐはほとんど下がらないですけども、35歳ぐらいから極端にずんずん下がっていくというような形で、50歳を過ぎたら6.5%から7%というような形で、7%に近いです、そういうような形でございます。

議長（上田順康君）24番 上久保君。

24番（上久保 修君）ありがとうございます。

金額もできたらお聞きしたいなと思っていたんですけども、やっぱり給与というのは生活給でもありますし、そんな中で、人事院勧告といえども減額というような形で対応されるんでしょうけど、個人的に、僕らもどっちかというたら、大阪へ勤めていました関係で給料が下がるということはいろんな面で圧迫されるので、橋本市の職員の方はどれぐらい減額になって、公務員と企業の格差があるんかもしれませんが、今までの給料の体系から、どれぐらいまで職員の方々にご無理をお願いするのかなというふうな形でわかりたかったのでちょっと質問させてもらったんですけど、やっぱり何万円という単位になるんでしょう、平均で言えば。

議長（上田順康君）職員課長。

職員課長（山本芳弘君）今の点につきまして、一例を挙げてご説明させていただきます。

これは43歳ではないんですけども、43歳の給料というのは人によって、個々によって若干差異がありますので、私の持っている資料

でいきますと、例えて言いますと、6級21号40万5,200円の給料につきましては、今回の見直しで新4級の73号という形になります。この場合は本給が37万8,600円ということで、額で2万6,600円のマイナス、率でマイナスの6.56%という形になってございます。

24番（上久保 修君）そやからもっと詳しく。ボーナスとか、年間にしたらどれぐらいになるのか。

議長（上田順康君）職員課長。

職員課長（山本芳弘君）単純に今の額2万6,600円を年間の方にはね返しますと、約44万円という具合になります。

議長（上田順康君）26番 谷川君。

26番（谷川 稔君）本議案については人事院勧告に基づく提案でありまして、過去の例を見ましても人事院勧告は100%実施してきたという経緯があるので、議案としては承認せざるを得ないと、そういうふうに考えているんですけども、2点ばかりちょっとお聞きしたいと思います。

給料表が変わりまして、旧の給料表から新の給料表に当てはめる場合、例えば、同じ号数で現給に当てはまらないような場合が出てきたら、その職員の給料は直近上位に当てはめるのか。もしそうだとすると、その職員だけが給料が若干上がるということになりますので、その辺の給料表の当てはめ方、それが1点と。

この人事院勧告を実施した場合、橋本市の、国家公務員を100とした場合のラスパイレス指数はどのくらいになるのか。このラスパイレス指数は、類似団体、近隣の和歌山県と同じような市の指数とはどのようなことになっているのか、この2点だけちょっとお伺いします。

議長（上田順康君）職員課長。

職員課長（山本芳弘君）給料の読みかえに

つきましては、議員のお話がありましたとおり、国に準じて人事勧告どおりやってきておりますので、見直しにつきましても、国と同様、準じた形で見直しを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それと、2点目のラスパイレス指数でございしますが、平成18年以降の人事院勧告に基づくものにつきましては、一定、現在の時点では国の給与水準の発表が概ね年末ぐらいでしか発表されてございませんので、それまでのところ、国と比較してどれぐらいかというのは今のところ未確定な状況でございます。

議長（上田順康君）26番 谷川君。

26番（谷川 稔君）給料表の読みかえについては国のほうの方針と言われたんですけども、私が質問した旧給料表から新給料表に当てはめる場合、同額の号数に当てはまらない職員の給料はどうするのかということについて明確な答弁をお願いいたしたいと思っております。

先ほども言いましたけども、同額の給料表の号数がない場合は、その職員の給料は下げるといふわけにはいきませんので、多分直近上位に当てはめられると思うんですけども、そうした場合、その職員だけが直近上位で若干給料が上がるということになるんじゃないかと考えるわけですけども、その点を明確にご答弁いただきたいと思っております。

議長（上田順康君）職員課長。

職員課長（山本芳弘君）先ほどのご説明につきまして、若干説明不足の点がありましたので、再度ご説明させていただきます。

今回の改正につきまして、この条例をご可決いただいた結果として、4月1日で改正させていただきます。議員おただしのとおり、確かに読み直しの中で若干そういう形の可能性があるわけですけども、現給保証という解釈につきましては、本年3月31日に支給する給料をもって現給という解釈で国のほうはし

ております。ですから、4月1日に読みかえた中で若干でも上がった場合があったとしても、その現給というのは3月31日の給料をもって支給するというふうになりますので、給料上は数字的には上がりますけども、実質の支給は、上がる前の3月31日の額をもって支給するというふうに行う考えでございます。

26番（谷川 稔君）了解。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）非常に大きな話でありますが、高野口町と合併をして財政の無駄を省くという目玉に挙げられたのが職員の大幅な削減、この説明を聞いておりましたときに94人、合併をして、10年後には職員を削減して100億円の人件費を省くんだと、こういう説明。それが、最近では83人というふうに人数は少し変わっているんですが、私は職員の削減そのものに異議はあるんですが、行政がそう説明してきていたわけですよ。100億円規模の人件費の削減を言っていて、そして合併をして、さあ、新橋本市職員一丸となって頑張っていこうと、このときに3%、8,700万円の削減とか、人事院勧告の完全実施というのは歴史的にもそうしているということなのであれなんですけれど、どうしてもこころが理解しがたいわけですよ。

財政難だって、そんなん、役所ができてからずっと財政難ですわね。財政難、財政難と。そこらのもっとわかる説明というのかな、財政難の状況がどうなのか、そしてなぜ3%削減をしなきゃならないのか、同僚の阪本議員も聞いたんですけども。しかも、この8,700万円、泣く泣くというか、市民の皆さんが払う、職員が腹を切って。しかしどこに使うかわからんと。例えばコミュニティバスを5台にしましょうとか、そういうふうな打ち出し方というのはできないんでしょうか、伺います。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司）合併に伴います経費の削減、特に人件費とか人員の削減でございますけれども、これは、合併シミュレーションの中で10年かけてそういうふうやっていくということでございます。

そういうことで、それについてはもっと前倒しせよという意見もございませぬけれども、まず18年度といたしますのは、合併しているいろんな予期せぬ仕事も増えてございませぬし、合併の初期状態でございませぬので、合併効果がすぐ現れるという状態ではございませぬ。そういうような中で、職員には、話し合いの中で合併をうまいこと持っていくためにこれだけのものをお願いしたいということで話し合った結果でございまして、3%といたしますのは根拠がないということで、職員もかなり基準を示してくれということがございました。ということで、どちらにしましても新市の財政健全化計画、その中へ折り込んだ中で考えていかんことには、これはきちっとした、3%であれ、5%であれ、10%であれ、基準が出てきませんけれども、当面地域手当相当分をお願いしたいということでお願いして、了解はできませんけれども、仕方ないなというところまでいかしていただいたのがこの数値でございませぬ。

それと、特定財源として使うという話がありましたけれども、どれをとりますとも行政がしなければいけない仕事でございませぬ。ということで、どれにしましても行政の責任を職員の分に置きかえるということが説明に無理がございませぬので、それにつきましては、本当に支出が減ったということで、合併の効果が現れるということで解釈していただきたいということで了解いただいたような次第でございませぬ。

以上でございませぬ。

議長（上田順康君）23番 富岡君。

23番（富岡清彦君）一つだけ確認をしておきます。

橋本市単独で3%の給与削減を行う、これについては、来年07年の3月末までの1年間というふう説明を受けたんですが、この点は間違いないのか、確認をしておきます。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）もっと早く変える必要があればその時点で議会へ提案させていただきますし、1年たった段階でどうしなければいけないということがありましたら、その時点で議会にまた提案させていただきたいというふう考えてございませぬ。ということで、今はただだということにはいきませぬので、財政健全化ということの目標がございませぬので、1年ということで切って提案させていただいたというような状況でございませぬ。

議長（上田順康君）この際、11時まで休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時2分 再開）

議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

22番 阪本君。

22番（阪本久代君）人事院勧告と橋本市独自の3%カットが一緒に提案されているのでとてもややこしいんですけども、先ほどの上久保議員の質問では、人事院勧告によって年間四十数万円ぐらい平均で下がるんではないかという答弁であったというふうに解釈しているんです。

人事院勧告については、今までもそのまま従ってきたということで、そこはそれで仕方がないかなというところは私も思うんですけども、実際に今までのずっと答弁とかを聞いていましたら、今年の3月31日付の給料は

5年間は保証していくと。平均で4.8%下がるということから、下がる人のほうが多いであろうということで解釈しているんですけども、結局5年間は、言うたら1円も給料が上がらない、今のままであるということだと解釈しているんです。ただし、5年間で追いつく人もあれば、追いつかずにそのままずっと足りないままの方もあるかもしれないけど、とにかく5年後にどうなるかというのはまだ出ていないので、その時点でがさっと下がるかもしれないし、また続いて保証されるかもしれない。でも、保証されても、結局給料が上がっていないということであるというふうに解釈しているんです。それがその解釈でいいのかどうかというのが1点と。

それをしながら、5年も10年も給料が上がらない状態がこれから続くという中で、さらに今年、3%カットして670人、合計8,700万円がそれでできてくると。単純に言っても、1人10万円以上はカットされると。そういう状態の中で、市の職員の皆さんが労働意欲を持っていけるのか、本当に住民に対してサービスもしていこうとかという気持ちを持ち続けることができるのかどうかというのが一つ疑問なんです。

先ほど、1年間というのも、これから新市の財政計画をつくって財政のシミュレーションをしていくと。この先どうなっていくかわからない中で、1年間だけ3%カットなのかどうかということもわからない状態ということですよ。そういう中で、それならば財政のシミュレーションが出た時点できっちりと納得のいく説明をして、その時点で検討するというのがなぜできないのか、その点についてお尋ねします。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）人事院勧告と3%のカットの問題につきましては、阪本議員が

言われるとおり、人事院勧告につきましては、現在の3月の給料が5年間凍結するような形になります。ということで、上がりもしないし下がりもしない、現給保証ということになって、そういうことになってきます。

それで、本来の給料より下がるという場合はどないしていくかというのは5年先の話になってございますけども、今のところどうということの結論はまだ出てございません。それと、ただし退職金につきましては本来の給料表に基づきますので、退職金につきましては下がっていくというような形になってきます。

それと、3%の問題でございますけれども、橋本市は地域手当支給対象地域となっております。そういうことで、それは支払いをしてしかるべきものでございますけども、県下のほかの和歌山県以外の市でも2.5%とか2%とか3%調整手当を支給していたところがなくなっている部分がございますので、この部分相当分だけ4月1日からお願いしたいということで、今期はわかりませんが、これの相当分ということでお願いしたような現状でございます。

ということで、あくまでも組合につきましても、一定生活給ということもございますけれども、合併をうまく持つていくために協力をお願いしたいということで一定の理解を得られた中での提案でございます。

以上でございます。

議長（上田順康君）14番 中西峰雄君。

14番（中西峰雄君）本条例案につきまして、本日議案をいただいて、今ここで審議をしておるわけですけども、これを今読んで、すぐに理解するということはなかなか難しいところがございます。特に、運用につきまして理解がなかなかいかんかなというふうに思うわけです。

それで、26ページの附則のところにあります切りかえの仕方につきまして、これをぱっと読んですぐわかる方というのはちょっと少なからうと思しますので、一つずつこの条文はどういう意味なのかということ詳しく具体的にまず説明していただけたら。

私もこの議案を通したいと思うんですけども、通す以上は、この切りかえにつきまして条例がどういう運用をされるのかということ具体的に理解した上で通したいと思しますので、逐条解説をお願いいたします。

議長（上田順康君）職員課長。

職員課長（山本芳弘君）ただ今中西議員のほうからご質問ありました点につきまして、若干逐条解説という形にはならないかもしませんけれども、この点についてご説明申し上げます。

ページ数31ページ、32ページのほうをご覧くださいと思います。

これが今回の附則のところについている施行日、年月日のところについては別なんですけども、見方としてこういう形をとるということで、行政職給料表につきまして、先ほど企画部長のほうからご説明させていただきましたように、現在の1、2級が新たな1級になりますという形でそれぞれ旧級と新の級を左右対称で載せてございます。ですので、現在橋本市におきましては9級制をとっておりますので、新しく市のほうにつきましては、今後4月1日の改正後は7級制をとるという形になります。

そして、同時にそれぞれの現在の級に所属している職員の給料の見方につきましては、32ページのところをご覧くださいと思います。これにつきまして、32ページから34ページまでが行政職1表の新しい給料表になります。

若干説明申し上げますと、32ページのとこ

ろで申し上げます。

現在、公務員につきましては昇給が年4回ございます。4月、7月、10月、1月という形で昇給月がなっております。今回の改正におきまして、昇給は年1回にという形で1月1日付の改正に改められることになっております。ですので、この表の中で経過期間というのが3月未満、3月以上6カ月未満ということでそれぞれうたわれております。ですので、4月1日に見直すにあたって、その職員が前回どの時点で昇給したかという形でそれぞれの級の見方となってまいります。

昨年4月に昇給した職員については、その欄の一番下の12月以上というところの該当になります。そして、直近でいいます1月に昇給した職員でありますと、3月以上6月未満という欄に該当するというふうな見方をしていただいたら結構だと思います。

それで、このページでいいますと、旧号給のところが一番下に11とございます。これで見ますと、この上のところで横に1級から9級というのが先ほどの31ページのところにございます9級でございますので、その読みかえが必要となってまいります。ですから、まず一番上の9級で申し上げますと、旧級は、9のほうは7級という形に読みかえになりますので、一番左の旧号給の11号の12月以上というところが25になると、11が新たな7級の25号に該当するという形の読みかえになります。

ちょっとわかりにくいかもしれないので、もう一回言います。

現在9級の11号を昨年4月にもらっていた職員が、4月1日に読みかえさせていただいたら7級の25号になるという形の読みかえになります。ですので、それぞれ32ページから34ページにある分について、一番左の端に現在の号数、級という形でうたっておりますが、

それに対応する新たなそれぞれの号という、4分割されておりますので、それぞれの号数が新たなものが記載されておりますので、それに基づいて読みかえていくというのが、基本的に先ほど中西議員のほうからございましたこの級の切りかえという点でございます。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

33番 森安君。

33番（森安欣吾君）何点が質問をさせていただきます。まず、2点させていただきます。

まず1点目は、調整手当が地域手当になったということなんです。これは、図らずも世の中で無駄を省くということで合併やいろいろんなことをして財政難のときに立て直しをする。その中で、大きな柱が給与改正です。だから人事院勧告を出されたというのはよくわかるんですが、今回これをする中で、ちょっと細かく触れますが、これは手当に当たるのかどうかまずお聞きしたいんです。学校なり、保育園で給食を出しておるんです。この給食の原価が、今いかほどかかっているのか、子どもがいかほど負担しているのか、それはそれでいいんです。職員の方がいくら食費を負担しているんやということなんです。原価がどのくらいかかっているものをどのくらいの負担をしておるんや。保護者と同じ負担かどうか。

庁内におられる職員の方は給食を食べていません。ですから、仮に二百四、五十円のものを負担してもらっているものが、原価が600円、700円、これは必ずついておるわけです。原価計算の仕方も行政の原価の仕方と一般の会社の原価計算の仕方は違うと思うんです。実際、いろんなものを投入したら1,000円ぐらいついておるはずなんです。

そしたら、仮に600円の差額を単純計算しますと、それが220日あると12万円になるんです。こっちの勝手な単純計算ですよ、あくまでも。

それに職員数を掛けたら、年間いかほどになるか。これはきょうの新聞にも載っていますが、全然関係がこれとはないですけど、永年勤続の旅券は違法ということで、神戸地裁で支払い命令が下されています。同じ職員間で、今言いましたように、地域手当であれば職員間に差がついているわけです。今回はこの給与改正が出ていますが、同じ給与をもらって、実際、言うたらその差額は、その恩恵をこうむっている人と恩恵をこうむっていない人の差額は年間十何万円というような差が出ておるんじゃないですか、現実ね。だから給与改正、給与改正と言うけど、細かく尋ねるわけですけど、この手当にうたっていないので、手当のどこにうたっているのかな。こういう職員の人は特別手当ということで出しているのかな。これは正当性を欠くんやないかな。給料表のどこへ載っているのかなと思って手当のところを見ましたら、手当のところには載っていないんです。職域によって手当があるのかないのか。同じように調整手当が、ただ地域手当になりましたよということだけなんです。

具体的な例でいかほど、これはあくまでも見過ごすわけにはいかん。今回50年ぶりの給与改定なんです。合併から始まっているんなことをやって新しい時代に合ったことを運営していこうということから、これはもともと人事院勧告を受けて給与改定をやっておるんです。基本はそこにあるわけです。だから、具体的な例とこれを結びつけて、どこにうたっているのや、そういう実例があるのに。まず、これが1点です。

次は2点目です。1回目ですから、2点言います。

もう一つは、市民病院のほうなんです。市民病院のほうでしたら、医療職でしたら6号までしかないのかな。一般職は9級いうん

か。級数を若干置きかえて読みにくいんですが、私が一番心配しているのは、全然わかりませんので、かつて市民病院が繁栄するために、お医者さんを招聘するのに給与が低いと、いつときあれを5%にして医師の加担ももろに受けたわけです、5%削減したときにね。ですが、今回病院を立ち上げるのに、この給与改定がどういうふうに影響しているのか、実際それを反映した給与改定になっているのかと。ただ、人事院勧告から来た分をそのままつくった給与改定なのか。橋本市の市民病院とよその自治体病院とわけが違うわけですから、これは独自につくって当然やと思うんです。これはただ載せかえだけなのか、市民病院の経営状況が反映された、その経営姿勢が反映された給与表なのかどうか、そこでつくられておるのか。時間がないのでこれを出しました。それであれば、経営のやっぱり資質が問われると思います。経営者ですから、経営者らしくやっぱり給与までちゃんとやって、それが一番根幹ですけど、その2点です。

特に、お医者さんの給与について、どう経営実態が反映されるのか。大事なことやと思います。この給食の件と2点、まず答弁をお願いします。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）職員の給食費のご質問いただいたんですけども、資料を今手元に持っておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

33番（森安欣吾君）これは教育委員会のほうも関係していますので、教職員、小学校、中学校もきちっと。職員数と経費、それを言うてくださいよ。

議長（上田順康君）教育次長。

教育次長（岸田茂利君）給食費のおただしですけども、旧橋本市のほうでは、細かい数字は突然のことですので持ってありません

けども、1食当たり240円を子どもと同じように職員の方にも納めていただいております。

議員おっしゃるのは、実費のコストと給食費との差額の話やと、こう理解するわけですけども、その分については、職員につきましては、子どもと同じ給食を食べて、それから食の安全とかいろいろ給食指導を行っておりますので、実費相当額は今までからもいただいております。子どもと同じ給食費をちょうどいしているということでご理解をいただきたいと思います。

議長（上田順康君）33番 森安君。

33番（森安欣吾君）意味合いをようわかってもらてないので、答弁ね。

それは教育の立場からのお話でしょうけれども、私が言っていますのは、国の改正で、いろんな施設で支援費制度やいろいろあって、そこにも職員があるわけです、民間でも。民間といっても、社会福祉法人でもどこでも。そこはやっぱり、橋本市みたいにそれは教育やからと、これは別途で予算を組んで出したらいんじゃないですか。実際、1,000円で買ったものを240円で売っておるんですか。仮の話ですよ。1,000円かかっておったら、原価計算全部して。240円で売るんですか。同じように給料をもらっておる人に安く売るんですか。これは、やっぱりこの行財政改革の時代に納得できんと思いますよ。同じようなことで、今すべて関連性のある半公共的な場所でも同じことが起こっておるわけです。そういう意味合いを含めて話をしておるんですよ。ちゃんとわかってもらっておかんと、おかしいですよ、これ。それなら、橋本市が丸抱えで全部やったらええんやない、これから。だから、その意味合いをわかってちゃんと考えて答弁してもらいたいと思います。よそが余波を受けておるんやから、現実に今、法改正で。

議長（上田順康君）病院事務局長。

病院事務局長（尾崎慶和君）先ほどの森安議員の医師に対する人事院勧告の関係でございますけれども、実は、今回の勧告の中で医師につきましては調整額が15%までの上限として認められております。それで、本院につきましても、15%をもって引き下げられた分が調整されるというふうなことで給与が大幅に下がるようなことにはなりません。現在の総支給額における金額にほぼ相当するような形になろうかと思えます。

県下の自治体病院を調査しましたところ、ほとんどの自治体病院が15%を出すようなことで聞いております。本院につきましてもそういう形で対処をしてまいりたいと思っております。

それから、医師の能率給につきましては、一般職、医療職（二）（三）とは違うと思っております。そういう中で平成18年度の予算編成に向けまして、医長級とのヒアリングにおいて本年度の予定額、要するに各科の総収入額、これを管理者がヒアリングを行いまして目標値を設定しておりますので、これに基づきまして一つの基準ができましたので、その勤務評定を医師の場合はそれで行えないか、今後院内議論を進めながら評定づくりに入っていきたいと思っております。他の職種につきましては、市に準じた形で持っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（上田順康君）教育次長。

教育次長（岸田茂利君）森安議員のご指摘はよくわかるんですけども、私が申し上げましたのは、給食費の徴収基準というのは給食法で定められておまして、賄い材料費と燃料相当額をいただくことになっております。そういう格好で旧の高野口町、橋本市もそれに基づいてそれぞれ給食費を徴収しておるわけです。

その実費のコストとの差額が、結局教職員は、言うたらようけもらい過ぎておるやないかというご指摘やと思うんですけども、先ほど私が言わせていただいたのは、子どもに食の正しい習慣づけとかそういうことの指導も先生方にはいただいておりますので、そこらのこともございますので、言われていることもわかりますので、今後の検討にさせていただかんと、今この場でそうしますとかというのは、ちょっと職員の理解も得られにくいところもあるかと思っておりますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思えます。

議長（上田順康君）答弁もれですか。

33番（森安欣吾君）2回目の質問。

議長（上田順康君）33番 森安君。

33番（森安欣吾君）今次長から答弁をいただいたんですけど、これはもう私も改正になっておったと思ったんですわ。行革のときに何回か触れておったんです。これは、当然改革は終わったというふうに思っておったんですわ。そういう答弁であれば、将来とも改正されるのやったら、これは聖域になると思えますので、本当にそれでいいのかどうか。実際、他市町村でもそれをやっているのかどうか。

今回の厚生労働省のいろんな改革の中でひずみが民間と行政との差が起きているわけです。これはいろんなところで波紋を起こしているわけです。よその社会福祉法人とか医療法人なんかでも行革は、半官半民みたいのところでも、これは現実起きているんですよ。これは今に始まったことやないんです。だれが聞いても、給与がそれだけ同じようになって、教育やって、それは当たり前と違いませんか。教員は教員の給与表で、一般行政職の給与表と違うでしょう。県職の給与表でしょう、全然違うんでしょう。皆それぞれの立場で検討された給与表でみんなもらわれておるんじゃない

ないですか。保母さんは橋本市の給与表でしょうけども。そこら辺を明確にやっていかんと、行革なんて進みますよ、そら。みんなが納得のできる同じ土俵に上がって相撲をとらんことには。

だから、この場はこの場でと言われたんですけど、これは早急にやっぱり検討すべき事項やと思うんです。今、いろんなところで査察が入られておるわけでしょう。本当にそれが適当であるのかどうか。まだ裁判を起こされていませんから通るんでしょうけど、裁判を起こされたときに通るか通らんのか、そこら辺も十分これから検討していく事項やと思いますよ。

だから、だれが見ても納得のできる、一市民の方が、普通の職業についておられる方が聞いても納得のできるような改革をやっぱりお願いしたい。これについてはどういう方向性でとられるのか、あと給与の総括的なあれで、市全体で、教育委員会といえども全部包括した中で検討されると思うので、当局の方からもう一度、どういうふうにするかを入れて今後検討していただけるのかどうか。アウトで結構ですよ、やるんやったらやるということで。

議長（上田順康君）企画部長。

企画部長（吉田長司君）今回の給料改正と直接は関係ないと思います。それで、財政健全化の問題につきましては、行政の中に委員を設けまして、新市の行財政改革を検討していく部署をつくってございます。ということで、これにつきましても、もっとほかの分も含めまして検討していくということでご理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

議長（上田順康君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第28号については、会議規則第37

条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の職の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（上田順康君）起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（上田順康君）次に、議案第29号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 橋本市病院事業の
設置等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

議長(上田順康君)次に、議案第26号につ
いて質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

22番(阪本久代君)暫定補正予算説明書の
7ページ、災害対策に要する経費のところな
んですけども、自主防災組織育成事業補助
金200万円というのが出ているんですが、具
体的な説明をお願いします。

それと、いったん3月14日に承認した後で
また出てきているという理由についても願
いします。

議長(上田順康君)総務部長。

総務部長(中山哲次君)お答えさせてい
だきます。

まず、この自主防災組織育成事業補助金で
ございますが、これにつきましては、宝くじ
の収益金のほうから歳入としていただいてお
る分を橋本市の自主防災組織設立推進事業と
いうことで、城山台の1丁目から4丁目まで

の4カ所に防災機材倉庫も建てまして、そう
いった資材の購入のための補助金ということ
でございます。そういうことで、この部分に
つきましては、内容的には災害用のトイレで
ありますとか発電機、投光器、消火器、テ
ント等々そういったものを購入いたしてござ
います。

ちなみに、今現在は、橋本市では自主防災
組織は7カ所設立していただいております
し、今後も自主防災組織の推進に向けて取
組んでまいりたいというふうに考えてござ
います。

それからもう一点の、予算がなぜ今追加予
算かということでございますが、ちなみに、
歳入のほうも確定しましたので、この暫定予
算でいけばよかったんですが、事務的に今
回の最終の閉会日の追加暫定補正予算とな
ったということでございます。

以上でございます。

議長(上田順康君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ないようですので、こ
れをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第26号については、委員会の付
託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 平成17年度橋本市
一般会計暫定補正予算(第1号)について を

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(上田順康君)次に、議案第27号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第27号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 平成17年度橋本市墓園事業特別会計暫定補正予算(第1号)について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(上田順康君)次に、議案第30号につ

いて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 和歌山県町村議会議員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(上田順康君)次に、議案第31号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第31号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより、議案第31号 和歌山県市町村非
常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公
共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更に
ついて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

議長(上田順康君)次に、議案第32号につ
いて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)質疑がないようです
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第32号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)討論がないようです
で、討論を終結いたします。

これより、議案第32号 和歌山地方税回収
機構規約の変更について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

総務委員会、経済建設委員会、文教厚生委 員会及び議会運営委員会の閉会中の継続 審査及び調査について

議長(上田順康君)この際、報告いたしま
す。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委
員長及び議会運営委員長から、委員会におい
て審査及び調査中の事件につき、会議規則
第104条の規定により、お手元に配付いたしま
した申し出書のとおり、閉会中の継続審査及
び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。委員長申し出のとおり
閉会中の継続審査及び調査に付することにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。
よって、委員長から申し出のとおり、それ
ぞれ閉会中の継続審査及び調査に付するこ
とに決しました。

議長(上田順康君)以上で、本日の日程は
終わりました。

健康福祉部長。

健康福祉部長(上田敬二君)失礼します。

先ほど森安議員から質問のありました保育
所における職員の給食費についてのご質問を
保留させていただいておりましたので、ご報

告させていただきます。

職員につきましては、主食費を含めまして1食当たり280円の負担をしていただいております。ここへ月にしましたら日数が加わります。

この280円という数字につきましては、国で定められた保育単価に記載されている数字でございまして、その負担分を職員が支払っている、そういうことで運用させていただいております。

議長（上田順康君）これにて、本議会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

議長（上田順康君）閉会にあたり、市長職務執行者から発言の申し出がありますので、市長職務執行者の発言を許します。

市長職務執行者。

〔市長職務執行者（辻本仁至君）登壇〕

市長職務執行者（辻本仁至君）3月市議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

合併をいたしまして24日たちました。この春、ちょっと寒い日が続いております、ちょうど合併いたしまして、新市といたしまして4月2日には庚申さんの桜祭りがございます。ちょうど、予報によりますと満開ということでございますので、ぜひ、新市としての最初のイベントに市会議員の皆さんを含め、新市の皆さんも多数ご参加いただけることを望んでおります。

また、3月1日に合併いたしまして、皆さん方のおかげをもちまして、暫定予算等を含めいろんな議案を審議していただき、すべて採択をしていただきましたことを心より御礼申し上げます。

特別職も3月1日からはおりません。私も、職務執行者としてあと4月2日程度までになろうと思っておりますけれども、そうなりますと、合

併にかかわってきた特別職はすべていなくなるようになります。そういうことにおきまして、特に合併協議会の委員として議員も出ていただきました。そんな中で、新市のまちづくり計画を本当に素晴らしいものに仕上げさせていただいていると思っております。特別職がいなくなりまして、今度、新市長をはじめ職員一同がその新市まちづくり計画に沿って早急に長期総合計画を立て、そして皆さんとともにご審議をしていただいて、本当に合併してよかった、合併して目に見えて変わってきたと言えるような新市になっていただくことを切に希望いたしまして、簡単ですけど、私の閉会のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

議長（上田順康君）平成18年3月定例議会の閉会を迎えるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は旧橋本市、高野口町との合併後初の議会でありまして、新橋本市議会として新たな歴史が始まることになったわけであります。

議員各位におかれましては、橋本市役所の位置に関する条例のほか226件の専決処分、条例等の承認及び平成18年度の一般会計及び特別会計、企業会計の暫定予算をはじめとする重要案件を熱心にご審議いただき議決を得ましたことについて、議員はもとより、市長職務執行者並びに理事者各位のご協力のたまものと感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会におきまして成立した各議案の執行にあたっては適切な運営をもって進められ、新市の均衡あるまちづくりに十分反映されまじよう強く要望する次第であります。

また、3月1日の合併後、短い期間ではありましたが、市長職務執行者におかれましては、初議会の重要な議案の間、常に真摯な態

度をもってご協力いただき、そのご苦勞に対し厚く御礼を申し上げます。

終わりにになりましたが、議員各位並びに理事者におかれましては、今後とも市政発展のためご尽力いただきますようお願いを申し上げます、閉会のあいさつといたします。

議長（上田順康君）これにて、平成18年3月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

（午前11時45分 閉会）